

大阪市教育委員会規則第 13 号

大阪市立学校文書規則の一部を改正する規則

大阪市立学校文書規則（昭和37年大阪市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
(公印) 第15条 発送する公文書（<u>電磁的記録を除く。</u>）で次の各号のいずれかに該当するものには、公印を押印するものとする。 [(1)・(2) 略] <u>(電子署名)</u> <u>第15条の2 前条の規定は、電子署名（条例第35条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）の実施について準用する。この場合において、同条中「を除く」とあるのは「に限る」と読み替えるものとする。</u> (公文書の発送) 第16条 <u>第15条（前条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により公印を押印し、又は電子署名を実施する公文書を発送する場合は、文書処理担当者の審査を経て、文書処理簿に記載しなければならない。ただし、軽易なものについては記載を省略することができる。</u> [2～4 略] 第2号様式	(公印) 第15条 発送する公文書（<u>電気通信回線を利用して発送する電磁的記録を除く。</u>）で次の各号のいずれかに該当するものには、公印を押印するものとする。 [(1)・(2) 同左] [新設] (公文書の発送) 第16条 <u>公文書を発送する場合は、文書処理担当者の審査を経て、文書処理簿に記載しなければならない。ただし、軽易なものについては記載を省略することができる。</u> [2～4 同左] 第2号様式

[様式 別紙 2 挿入]	[様式 別紙 1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記 部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市立学校文書規則第 2 号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市立学校文書規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

[第2号様式 別紙1]

文 書 処 理 簿									
番号	標題	文書発送			公印審査			担当者	備考
		発送年月日	要回答年月日	差出先	審査年月日	押印通数 ・箇所数	公印取扱 責任者印		
第 号		・ ・	・ ・		・ ・	通 箇所			
第 号		・ ・	・ ・		・ ・	通 箇所			
第 号		・ ・	・ ・		・ ・	通 箇所			

[第2号様式 別紙2]

文 書 処 理 簿									
番号	標題	文書発送			公印審査			担当者	備考
		発送年月日	要回答年月日	差出先	審査年月日	押印通数 ・箇所数	公印取扱 責任者印		
第 号		・ ・	・ ・		・ ・	通 箇所	公印 電子署名		
第 号		・ ・	・ ・		・ ・	通 箇所	公印 電子署名		
第 号		・ ・	・ ・		・ ・	通 箇所	公印 電子署名		